

市立文化施設減免基準見直し（案）に係るパブリックコメント結果

- (1) 案件名 市立文化施設減免基準見直し（案）に係るパブリックコメント
- (2) 募集期間 令和6年7月7日（日）から令和6年8月6日（火）まで
- (3) 意見提出者 94名
- (4) 意見の数 103件
- (5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
原案に追加又は修正するもの（追加・修正）	件
原案に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	3件
原案の施行段階で参考とするもの（参考）	100件
その他	件
合計	103件

(6) 主な意見

	意見の概要	意見に対する考え方
1	「見直し原案」のp1「背景」「原則」「方向性」に書かれている『受益者負担』について そもそも『受益者負担』とは、市民活動に使う言葉でしょうか？ 私たち、「新日本婦人の会京田辺支部」という女性団体は、公的施設を利用して日常的に様々なサークル活動に取り組んでいます。 そのサークルは、自らが企画し生活の充実を目指すもので、減免10割制度の下、100円～500円で運営し、誰でも参加できるように施設にリーフを置き、紹介しています。 なんら収益を上げているものでもなく、開かれたサークルで、「市民活動支援サークル」といえるものです。 この活動を『受益者』とし、『負担』を求めることに、納得できません。 「憲法」と「社会教育法」に、国と地方公共団体の義務が書かれています。 ★憲法25条（国民の生存権、国の社会的保障的義務） ①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 とあり、その下、「社会教育法」にも以下のように定められています。 ★1章3条（国及び地方公共団体の任務） ・・・すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。 第4条（国の地方公共団体に対する援助） ・・・国は、・・・地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供およびそのあつせんを行う。 京田辺市のこれまで続けてきた10割減免制度は、この憲法精神に基づいた施策と考えています。 引き続き、京田辺市は、「社会福祉・社会保障の増進」（憲法25条）として施設運営をして頂きたいです。	受益者負担である使用料については、地方自治法第225条の規定に基づき、地方公共団体は、公の施設の利用につき、利用者から使用料を徴収することができると規定されています。 本市では、市民活動団体においても、住民センターや中央公民館等を利用する際には、その対価（施設を利用するという受益の対価）として、各施設の条例に定める使用料を負担していただくことが原則と考えています。 については、原案に基づき、減免基準の見直しを行うことが、公平性のある受益者負担のあり方であり、かつ持続的な施設の管理運営に必要であるため、登録団体等におかれては施設使用料に係る減免率を5割として、施設を使用する際には、施設使用料の一部をご負担いただきたいと考えております。 また、社会教育法の規定にありますように、市としては、中央公民館等において、施設の設置や運営、講座の実施等を行い、市民のみならずが文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めているところです。

3	「見直し原案」のp1「見直しの方向性」にある「体育施設における減免率との『公平性』」について ここでは、「見直しにあたっては、類似施設である体育施設（中央体育館）における減免率との『公平性』を確保します」とあり、p2「5割減免」の根拠としていますが、体育施設（中央体育館）と4か所の公的施設は、そもそも成り立ちが違います。 身近にあり、「京田辺市公民館条例」で運営されている地域と繋がりが深い4か所の公的施設と、「京田辺市都市公園条例」で運営される大規模な中央体育館等の施設を同列に考えることに、異議があります。 4か所の公的施設は、小規模少人数で活動できる施設であり、「京田辺市公民館条例」（3条）の下「減免」が明記されています。 体育館・多目的運動広場等は「京田辺市都市公園条例」で運営されるスポーツ施設です。 それを、「類似施設である」として、4か所の公的施設を利用するサークル活動もp2「5割減免」にするとすれば、サークル活動の死活問題となります。	文化とスポーツの活動は、市民生活をより豊かにするという共通の目的をもった分野であると考えており、一部では同じ団体が体育施設と文化施設を利用されるケースもあります。施設の特性がある以上、利用団体の状況や施設の運用ルールは全く同じものにはならないものの、減免基準に関しては、金銭的負担に関することであり、特に、施設間での公平性を確保する必要があると考え、登録団体等においては、施設使用料を5割にすることとしたものです。
24	これまで利用団体（施設の登録団体）に施設使用料が無料になっていたことが問題で、施設を利用する以上は使用料を払うべきである。 しかも施設の維持管理経費が多くかかっているにも関わらず、使用料収入がわずかとなっている。 公共施設ということもあるが、施設を使用する市民と使用しない市民の公平性を確保する必要がある。 また、公共施設ということもあり、市民に比較的安い金額で会議室等を貸出することは仕方がないと思うが、さらに無料とすることはおかしい。 さらに、5割の減免が継続されることもおかしい。民間の会議室を借りる場合には、もっと高い料金を支払っている。 施設利用者に適正な使用料金を支払ってもらうよう進めてほしい。	原案に基づき、減免基準の見直しを行うことが、公平性のある受益者負担のあり方であり、かつ持続的な施設の管理運営のために必要であると考えております。
28	高齢者の生活も苦しくなっている現在、せめてシニア料金をもうけるなどしてほしい。 料金がかかると楽しみにしている事も参加出来にくくなり、人とのつながりも減り、残りの人生が生きづらくなる。	原案に基づき、減免基準の見直しを行うことが、公平性のある受益者負担のあり方であり、かつ持続的な施設の管理運営に必要であるため、登録団体等におかれては施設使用料に係る減免率を5割として、施設を使用する際には、施設使用料の一部をご負担いただきたいと考えております。 特定の年齢層を対象とした減免措置については、公平性のある受益者負担の観点から、導入は考えておりません。

市立文化施設の減免基準の見直し（最終案）

●対象施設

北部住民センター、中部住民センター、南部まちづくりセンター、中央公民館

●新減免基準の適用予定時期

令和7年4月1日

1 背景

本市においては、少子高齢化の進行や将来的な人口減少等により、行政運営が一層厳しくなると予想されるなか、行政改革大綱等に基づき、財政健全化の推進のため、受益者負担の適正化に取り組んでいます。

2 市立文化施設における受益者負担の原則

市では、施設を使用する人と使用しない人の公平性を保つために、施設を使用する際の対価として使用料を徴収することとしており、これを「受益者負担」と呼んでいます。

使用料の額は、「京田辺市立住民センターの設置及び管理運営に関する条例」等、各施設に関係する条例により定めており、利用者においては、施設を利用する際に使用料を支払うことが原則となります。

3 減免基準の見直しについて

(1) これまでの経過

市では、これまで長年に渡り、文化施設の利用促進、文化振興、社会教育の推進又は公共的・公益的な活動を支援する等の政策的な目的のために、特例措置として、市立文化施設の使用料を減免する制度を設けてきました。

現状、施設の維持管理経費等に対する使用料収入の割合は、低い状況となっており、市全体の財政状況を踏まえた行政改革の取組みの一環として、また、類似施設である体育施設における減免率との公平性の確保を図るため、減免基準の見直しを検討してきました。

検討にあたっては、令和3年度には利用団体へのアンケート調査等、令和5年度には利用団体へのヒアリングを実施してきました。

(2) 見直しの方向性

- ・受益者負担を原則とする考えのもと、減免基準を見直しすることとします。
- ・見直しにあたっては、類似施設である体育施設（中央体育館）における減免率との公平性を確保します。
- ・減免の目的については、市の施策の推進、一般市民や地域への貢献を行っ

ているなど、文化、社会教育等の各分野における公共性・公益性の高い活動・団体を支援することを目的とします。

(3) 新しい減免基準の概要

- ・市の施策の推進に必要な支援すべき団体であると、市又は市教育委員会が認めた場合は、使用料を「10割減免」(免除)することとします。
- ・市又は市教育委員会が後援する事業、市スポーツ協会構成団体、市文化協会会員団体又は各施設の登録団体の活動については、「5割減免」とすることとします。なお、登録は、利用施設ごとに行うこととし、一般市民や地域への貢献等※を行っているなど、減免の目的に沿って、各施設の状況に応じた登録要件を設けることとします。

※「一般市民や地域への貢献等」の例として、北部・中部住民センターで行われている「まつり」への協力等を想定しています。現在、各住民センターの登録サークルは、減免基準見直し後も、「まつり」への協力等を要件に、登録申請していただくことができます。

(4) 規則改正(原案)について

取消線有りの部分が見直し前の条文、ゴシック体(太字)部分が見直し後の条文の原案です。

○京田辺市立住民センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則

別表(第9条関係) 使用料を減免する特別の理由及び減免率

特別の理由	減免率	
	施設使用料	冷暖房料
京田辺市又は京田辺市教育委員会が主催する事業	10割	10割
京田辺市が指導・援助している団体が行う事業 市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体が主催する事業	10割	10割
社会教育団体等に属する団体の活動及び住民センター登録サークルの活動 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会構成団体並びに一般社団法人京田辺市文化協会会員団体及び当該施設の登録団体	10割 5割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割
上記団体以外で公共性を有する団体の活動 (削除)	5割 (削除)	—
その他市長が特別の理由があると認める事業	市長が相当と認める減免率	

※南部まちづくりセンターも同基準とします。

○京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則

別表（第11条関係） 使用料を減免する理由及び減免率

減免の理由	減免率	
	施設使用料	冷暖房料
京田辺市又は京田辺市教育委員会が主催する事業	10割	10割
京田辺市が指導・援助している団体が行う事業 市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体が主催する事業 ※別紙例示のとおり	10割	10割
中央公民館登録サークルの活動	10割	5割
社会教育団体等に属する団体の活動 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会構成団体並びに一般社団法人京田辺市文化協会会員団体及び当該施設の登録団体	10割 5割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割
上記団体以外で公共性を有する団体の活動 (削除)	5割 (削除)	5割 (削除)
その他館長教育長が特別の理由があると認める事業	館長市長が相当と認める減免率	

4 歳入歳出の状況・負担額のシミュレーションについて

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出の状況は、次の表のとおりです。施設は、使用料と公費（市税等）の歳入（収入）を財源として運営しています。

(単位：万円)

施設名	使用料（歳入）	各センター等運営費（歳出）
北部住民センター	107	1,989
中部住民センター	156	1,493
中央公民館	143	2,256
南部まちづくりセンター	67	1,367

※新型コロナウイルスの影響のない令和元年度の決算額。運営費には、単年度
のみの修繕費等を含み、人件費は含まない。

※南部まちづくりセンターは、令和4年度の決算額。（賃借料を除く。）

(2) 登録団体等の負担額のシミュレーション

○北部住民センターホール（使用時間帯：午後1時から午後5時）

【見直し前】

（単位：円）

料金種別	料金	減免率	負担額
施設使用料	2,400	10割	0
冷暖房費	1,600	5割	800

【見直し後】

（単位：円）

料金種別	料金	減免率	負担額
施設使用料	2,400	5割	1,200
冷暖房費	1,600	5割	800

○中部住民センターメインホール全面（使用時間帯：午後1時から午後5時）

【見直し前】

（単位：円）

料金種別	料金	減免率	負担額
施設使用料	3,200	10割	0
冷暖房費	4,000	5割	2,000

【見直し後】

（単位：円）

料金種別	料金	減免率	負担額
施設使用料	3,200	5割	1,600
冷暖房費	4,000	5割	2,000

○中央公民館ホール全面（使用時間帯：午後1時から午後5時）

【見直し前】

（単位：円）

料金種別	料金	減免率	負担額
施設使用料	3,150	10割	0
冷暖房費	1,900	5割	950

【見直し後】

（単位：円）

料金種別	料金	減免率	負担額
施設使用料	3,150	5割	1,575
冷暖房費	1,900	5割	950

5 利用者サービス向上の取組みについて

利用者に受益者負担をいただく一方で、北部住民センター、中部住民センター及び中央公民館では、近年、老朽化が進む空調設備の工事を進めるなど、利用者サービスの向上に取り組んでいます。また、市DX推進計画に基づき、各施設における公共施設のオンライン予約のシステム導入の検討を行っています。

●北部住民センター、中部住民センター、南部まちづくりセンター（及び中央公民館）の使用料の免除に関する要綱（案）概要

京田辺市立住民センター、南部まちづくりセンター及び中央公民館の使用料の減免理由のうち、「市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体」（以下「免除団体」という。）に係る認定の手続きに関して必要な事項を定めるもの。

○免除団体の対象について ※指針において、団体の例示や詳細要件を定める。

①行政関係団体

- ・市と連携して事業を行う公共的団体等
- ・市が事務局を担う団体
- ・区・自治会及びまちづくり協議会
- ・市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体

②市民活動団体

- ・市等の補助金を活用又は市と連携・協働して、広く市民を対象に、社会や地域の課題解決のための事業を行う団体

○免除団体の手続について

①行政関係団体

行政関係団体については、担当課が必要と判断した場合、毎年度、市民参画課（又は4施設代表館）へ所定の報告書を提出する。

②市民活動団体

市民活動団体は、免除を受ける場合は、毎年度、所定の申請書に、必要書類を添付して、担当課に提出。担当課は、市民活動担当課と協議の上、免除団体として認定の可否を決定し、団体に通知する。

※必要となる添付書類

- ・団体規約、当該団体に係る直近の事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書及び会員名簿又は役員名簿等

○担当課について

免除団体の報告、申請及び認定等に係る事務は、当該免除団体の主たる活動目的に照らし、所管する担当課において行う。ただし、所管課が不明な場合は市民活動担当課が行う。

●北部住民センター、中部住民センター、南部まちづくりセンター（及び中央公民館）の使用料の免除に関する指針（案）概要

○「市と連携して事業を行う公共的団体等」について

「公共的団体等」については、地方自治法第157条の規定及び行政実例を参考に、担当課において、免除の妥当性及び施設の利用実態等を考慮の上、免除の対象とすることができる。

（例示）一般社団法人京田辺市文化協会（構成団体を除く。）

特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会（構成団体を除く。）

京田辺市民生児童委員協議会（地域別協議会を含む。）など

○「市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体」について

（例示）市小中学校校長会、市幼稚園長会など

○「市等の補助金を活用又は市と連携・協働して、広く市民を対象に、社会や地域の課題解決のための事業を行う団体」に係る認定基準について

次の各号のすべての要件を満たす団体を認定することができる。

（1） 基礎的な要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

ア 団体の所在地が京田辺市内であること。

イ 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること。

ウ 団体の規約等を有すること。

エ 設立3年以上の団体であること。

オ 団体構成人数が5人以上で、その半数以上が市民であること。

（2） 「市等の補助金を活用又は市と連携・協働」していることの要件として、次の各号のいずれかに該当すること。

ア 市、府若しくは国の補助金又は民間基金等による公益活動に対する助成金を活用している団体

イ 市からの委託等による事業を行う団体

ウ その他市の施策の推進に特に必要と認められる事業を行う団体

（3） 「広く市民を対象に」の要件として、活動の主目的として、市民であれば誰でも参加（受益）できる事業を行っている団体であること。なお、活動分野において、「子育て中の親」などの特定の要件に該当する者を支援する目的で事業を行う場合は、「子育て中の親」の市民が誰でも参加できる事業を行っている団体であること。

（4） 「社会や地域の課題解決のための事業を行う団体」の要件として、共通の趣味や興味を持つ仲間が集まって、団体内での「知識」や「技術」を磨くことを主目的とする、いわゆる「サークル活動」を行っている団体は、結果として、その活動が健康増進等に資する場合であっても、当該要件には該当しないものとする。

